

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案について

平成31年3月
国土交通省

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

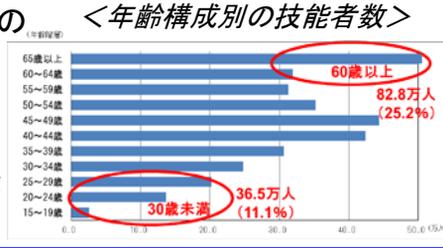
- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。
 - ※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

＜時間外労働の上限規制＞

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることを出来ないもの：
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。



3. 持続可能な事業環境の確保

- 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

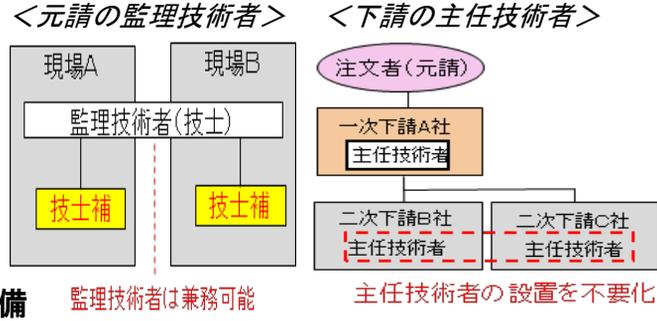
1. 建設業の働き方改革の促進

- (1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
 - 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

- (2) 現場の処遇改善
- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
 - 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

- (1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進
- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。



- (2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
 - ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経營業務管理体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

【目標・効果】
 建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保

(KPI)・建設業入職者数: 4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度) (1.5万人純増)

- ・技術者・技能労働者の週休2日の割合
 - : 技術者8.5%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)
- ・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合: 91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

建設業の働き方改革の促進

(建設業法及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案)

長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

<参考>

建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。

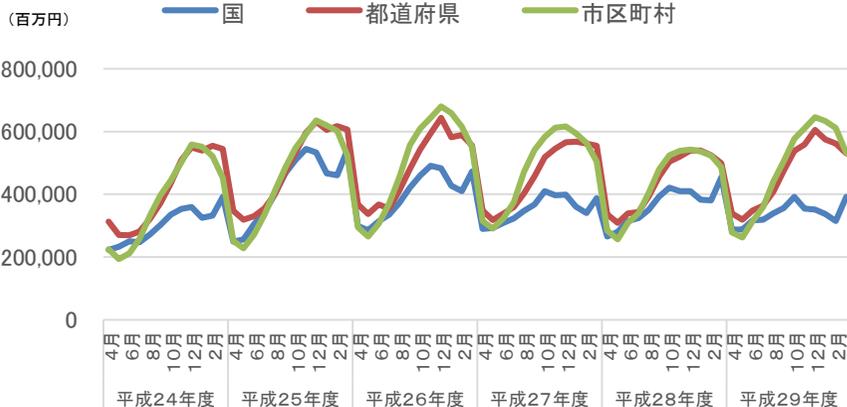


平準化

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)

(※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。

建設工事の月別推移



出典：建設総合統計 出来高ベース(全国)

【参考：改正入契法(案)】

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

二 (略)

三 (略)

四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の平準化に測るための方策に関すること。

六 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

七 (略)

目的

- 公共工事の入札・契約に関し
- ◆基本となるべき事項を規定
- ◆発注者に対し、情報の公表などの措置を義務付け
- ◆適正化指針の策定等の制度の整備



- 公共工事に対する国民の信頼確保
- 公共工事を請け負う建設業の健全な発達

公共工事の入札・契約の適正化の基本となるべき事項

- ①入札・契約における透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③不正行為の排除の徹底
- ④ダンピング受注の防止
- ⑤工事の適正な施工の確保

発注者・受注者に対する具体的な措置

- 情報の公表
 - ・発注工事名、時期等発注の見通し（毎年）
 - ・入札参加者の資格、入札者、落札者、金額等（工事ごと）
- 不正行為に対する措置
 - ・不正事実（談合、技術者の不設置、暴力団関係者であること等）が判明した場合、発注者が公正取引委員会や建設業許可行政庁へ通知
- ダンピング受注の防止（適正な金額での契約締結）
 - ・入札金額の内訳書の提出義務（建設業者）
 - ・提出された内訳書の確認その他の必要な措置の実施（発注者）
- 施工体制の適正化
 - ・一括下請負（丸投げ）の全面的禁止
 - ・全ての工事について施工体制台帳を元請業者が作成・発注者に提出
 - ・発注者は現場の施工体制と照合

適正化指針の策定

- 適正化指針**（H26.9.30最終改正）
- =国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が共同で案を作成し、閣議決定。
- 【主な内容】
- ・第三者機関による入札過程等のチェック
 - ・公正な競争を促進するための入札・契約方式の改善（一般競争入札の適切な活用、総合評価落札方式の適切な活用等）
 - ・ダンピング受注の防止（適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底等）
 - ・工事の施工状況の評価の実施の徹底

- 適正化指針のフォローアップ
- ・毎年度、取組状況を把握し、公表
 - ・国土交通大臣及び総務大臣が、地方公共団体に対し、特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請

その他発注者が努めるべき事項を規定

- ・職員に対する教育
- ・建設業者に対する指導 等